

剣道試合・審判規則改正新旧対照表

剣道試合・審判規則及び細則

平成30年4月1日より施行

新	旧
(細則)第2条 規則第3条(竹刀)は、次のとおりとする。 1. 竹刀の構造は四つ割りのものとし、中に異物(先革内部の芯、柄頭のちぎり以外のもの)を入れてはならない。<u>ピース(四つ割りの竹)の合わせに大きな隙間のあるものや安全性を著しく損なう加工、形状変更をしたものを使用してはならない。</u>各部の名称は第2図のとおりとする。 2. 竹刀の基準は、表1および表2のとおりとする。ただし、長さは付属品を含む全長であり、重さはつば(鐔)を含まない。太さは先革先端部最小直径(対辺直径)およびちくとう部直径(竹刀先端より8センチメートルのちくとう対角最小直径)とする。また、竹刀は先端部をちくとうの最も細い部分とし、先端から物打に向かってちくとうが太くなるものとする。 (規則)第4条(剣道具) 剣道具は、面、小手、胴、垂を用いる。 (細則)第3条 規則第4条(剣道具)は、第3図のとおりとする。 1. <u>ポリカーボネート積層板装着面は、全日本剣道連盟が認めたものとする。</u> 2. <u>面ぶとんは、肩関節を保護する長さがあり、十分な打突の衝撃緩衝能力があるものとする。</u> 3. <u>小手は、前腕(肘から手首の最長部)の2分の1以上を保護し、小手指部および小手指ぶとん部は十分な打突の衝撃緩衝能力があるものとする。</u> 4. <u>小手指ぶとん部のえぐり(くり)の深さについては、小手指ぶとん最長部と最短部の長さの差が2.5センチメートル以内とする。</u> (細則)第3条の2 (新設) <u>剣道着の袖は、肘関節を保護する長さを確保したものとする。</u> (細則)第15条 規則第17条第1号の不正用具とは、規則第3条に規定する竹刀(細則第2条で定める規格を満たしているものに限る)および同第4条に規定する剣道具(第3図に図示する面、小手、胴、垂)以外のものをいう。なお、細則第3条第2号から第4号および同第3条の2の基準に合致しない剣道具または剣道着は当面の間、不正用具としない。この場合、試合終了後に審判員から注意を与える。 ②規則第17条4号の「場外」は次のとおりとする。	(細則)第2条 規則第3条(竹刀)は、次のとおりとする。 1. 竹刀の構造は四つ割りのものとし、中に異物(先革内部の芯、柄頭のちぎり以外のもの)を入れてはならない。各部の名称は第2図のとおりとする。 2. 竹刀の基準は、表1および表2のとおりとする。ただし、長さは付属品を含む全長であり、重さはつば(鐔)を含まない。太さは先革先端部最小直径とする。 (規則)第4条(剣道具) 剣道具は、面、小手、胴、垂れを用いる。 (細則)第3条 規則第4条(剣道具)は、第3図のとおりとする。ただし、ポリカーボネート積層板装着面は、全日本剣道連盟が認めたものとする。 (細則)第15条 規則第17条4号の「場外」は次のとおりとする。

表1 竹刀の基準(一刀の場合)

	対象		中学生	高校生(相当年齢の者も含む)	大学生・一般
長さ	男女共通		114センチメートル以下	117センチメートル以下	120センチメートル以下
重さ	男性		440グラム以上	480グラム以上	510グラム以上
	女性		400グラム以上	420グラム以上	440グラム以上
太さ	男性	先端部最小直径	25ミリメートル以上	26ミリメートル以上	26ミリメートル以上
		ちくとう最小直径	20ミリメートル以上	21ミリメートル以上	21ミリメートル以上
	女性	先端部最小直径	24ミリメートル以上	25ミリメートル以上	25ミリメートル以上
		ちくとう最小直径	19ミリメートル以上	20ミリメートル以上	20ミリメートル以上

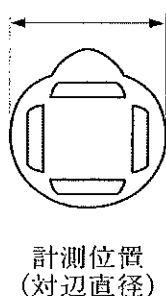
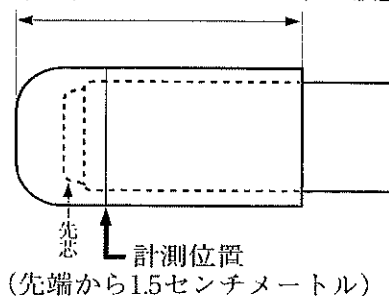
表2 竹刀の基準(二刀の場合)

	対象		大学生・一般	
			大刀	小刀
長さ	男女共通		114センチメートル以下	62センチメートル以下
重さ	男性		440グラム以上	280～300グラム
	女性		400グラム以上	250～280グラム
太さ	男性	先端部最小直径	25ミリメートル以上	24ミリメートル以上
		ちくとう最小直径	20ミリメートル以上	19ミリメートル以上
	女性	先端部最小直径	24ミリメートル以上	24ミリメートル以上
		ちくとう最小直径	19ミリメートル以上	19ミリメートル以上

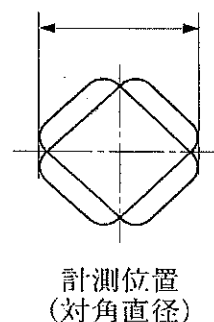
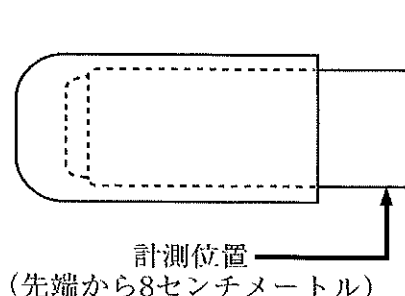
付 剣道試合・審判運営要領

<竹刀の先革長、先端部最小直径値の計測方法>

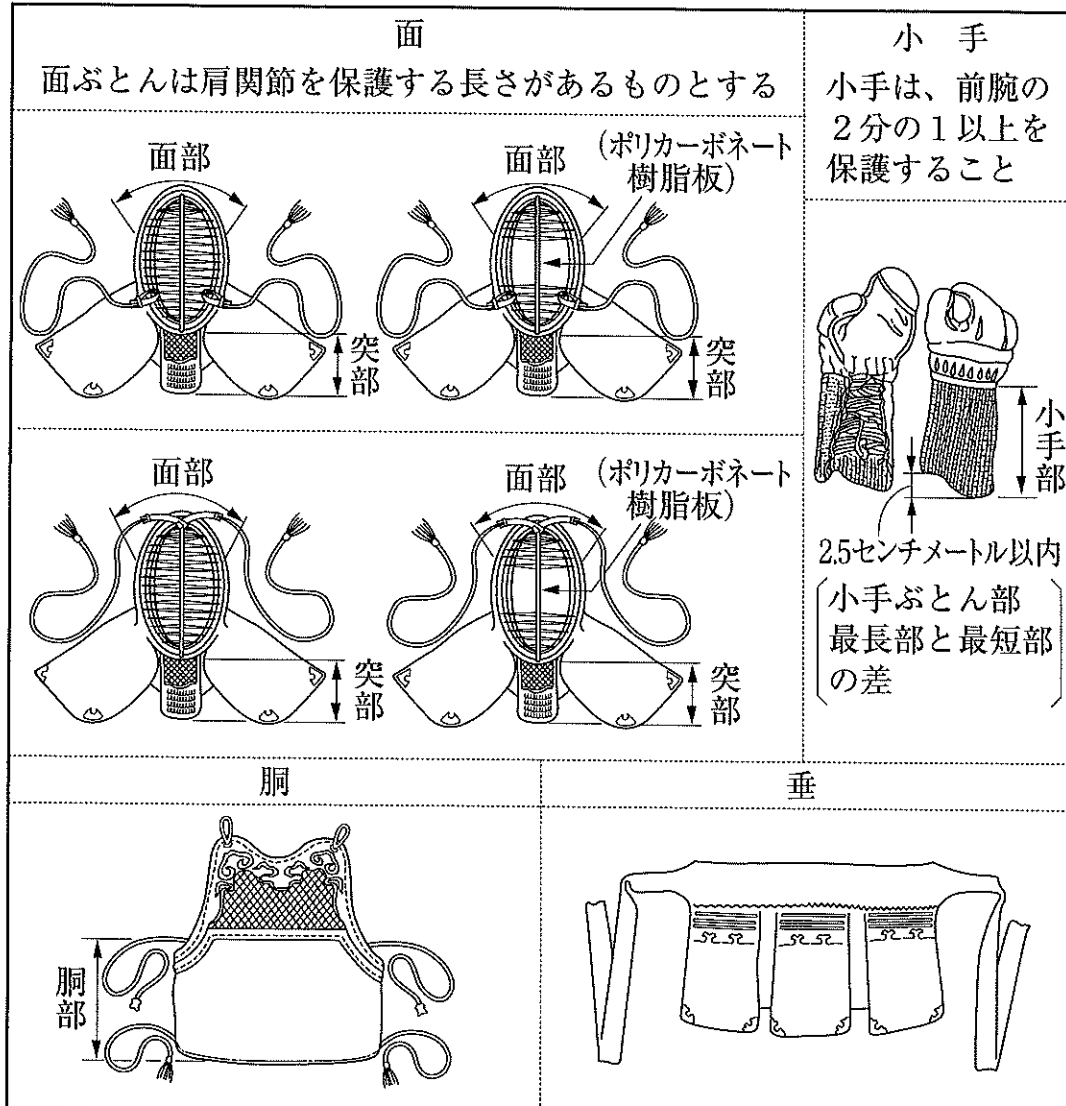
先革の長さ5センチメートル以上



<ちくとうの最小直径値の計測方法>



第3図 剣道具および打突部位



※面ぶとん、小手頭部および小手ぶとん部は十分な打突の衝撃緩衝能力があるものとする。